

# 環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業

## 事業契約の内容について

横浜市は、「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」の事業契約を締結したの  
で、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律」（平成11年法律第117号）第  
15条第3項の規定に基づき、下記のとおり事業契約の内容を公表する。

令和4年6月7日

横浜市長 山中 竹春

### 1. 公共施設等の名称及び立地

環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業  
自 神奈川県横浜市磯子区杉田三丁目33番地  
至 港南区港南台六丁目37番地

### 2. 選定事業者の商号又は名称

東京都港区海岸1丁目11番1号  
東電タウンプランニング株式会社  
代表取締役 鈴木 祐輔

### 3. 契約期間

令和4年6月7日から令和23年3月31日

### 4. 契約金額

金 2,424,681,240円（税込）  
（うち消費税及び地方消費税相当額 金 217,407,700円）

### 5. 公共施設等の整備等の内容

電線共同溝の設計、建設、工事監理及び維持管理

### 6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。



を履行できずこの契約の目的を達することができないとき、この契約を解除により終了させることができる。

(法令変更による契約の終了)

第97条 市は、この契約の締結後における法令変更により本事業の継続が困難又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断したときは、事業者と協議のうえ、この契約の一部又は全部を解除により終了させることができる。

(不可抗力への対応)

第100条 事業者は、不可抗力によりこの契約の一部若しくは全部が履行不能となったとき、又は維持管理対象施設に重大な損害が発生したときは、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、要求水準書及び業務計画書に従い適切な範囲内で対応を行うものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第101条 第99条第1項の規定にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に市及び事業者が合意に至らないときは、市は、同条第2項の規定にかかわらず、事業者に書面により通知することにより、この契約の一部又は全部を解除により終了することができるものとする。

## 7. 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

(契約期間)

第83条 この契約は、締結の日から効力を生じ、令和23年3月31日をもって終了する。  
2 事業者は、この契約の終了をもってこの契約に基づく業務の履行を終了する。

(契約終了前の現地説明等)

第84条 この契約の期間満了による終了にあたり、事業者は、維持管理対象施設について要求水準書で定める現地説明、資料の提供等の引継業務を実施しなければならない。

(契約の終了の効果)

第85条 事業者は、この契約が終了した場合において、事業対象区域又は維持管理対象施設内に事業者が所有し、又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（本事業を構成する各業務の委託を受けた者又は業務を請け負った者が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、当該物件等を直ちに撤去し、市の確認を受けなければならない。

- 2 事業者は、事業期間満了以外の事由によりこの契約が終了した場合には、前項の業務を全て終了した日から7営業日以内に最後の業務報告書を市に提出し、市の確認を受けるものとする。
- 3 事業者は、契約終了時において維持管理対象施設が要求水準を満たすことを確認した上で、市に管理を移管するものとする。契約終了時に維持管理対象施設が要求水準を満たしていないと認められるときは、事業者は、自らの責任及び費用において、維持管理対象施設（事業者が維持管理を開始していないものを除く。）を要求水準を満たす状態に補修し、市の確認を受けなければならない。なお、市と事業者は、事業期間の満了日の2年前から、要求水準書に従い管理運営対象施設の取扱について協議を開始する。事業者は、維持管理対象施設の次期維持管理主体への引き継ぎに協力しなければならない。

(引渡前の本施設に対する解除の効力)

第89条 市は、本施設についてその引渡し前に第86条第1項、第88条、第97条又は第101条の規定によりこの契約が解除されたときは、自己の責任及び費用により当該本施設の出来高部分（設計図書等の出来高部分を含む。以下同じ。）を検査のうえ、当該検査に合格した部分（以下「合格部分」という。）を事業者より買い受け、合格部分の引渡しを受けるものとする。この場合において、市は、必要があると認めるときは、その理由をあらかじめ事業者へ通知のうえ、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 本施設について、その引渡し前に第86条第2項、第87条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、市が事業対象区域の着工時への原状回復が社会通念上合理的であると判断した場合を除き、事業者は事業者の責任及び費用において本施設の出来高部分の検査を受けるものとし、市は合格部分を事業者より買い受け、その引渡しを受けるものとする。市が事業対象区域の着工時への原状回復が社会通念上合理的であると判断した場合は、事業者はその費用において速やかに事業対象区域を原状に回復して市に明け渡すものとし、設計図書等の合格部分のみ市が買い受けるものとする。
- 3 第87条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、市が前項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、市は、合格部分に相当する対価支払債務及び事業費の未払債務と事業者の第92条第2項の規定による違約金支払債務とを対当額で相殺することができる。
- 4 この契約が解除された場合において、市が第1項又は第2項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、市は、合格部分に相当する対価を支払うものとする。

(維持管理対象施設に対する解除の効力)

第91条 本施設について、この契約の解除が引渡し後になされたものであるときは、市は、引渡済の本施設の所有権を保持するものとする。市は、施設整備費で未払いのものがあるときは、解除前の支払スケジュールに従ってこれを支払う。

- 2 市は、この契約が解除された日から10日以内に、維持管理業務が開始されている維持管理対象施設の現況を検査するものとし、当該検査により、当該維持管理対象施設に事業者

の責めに帰すべき事由による損傷等が認められるときは、事業者に対してその修繕を求めることができる。この場合において、事業者は、必要な修繕を実施した後、速やかにその旨を市に通知しなければならないこととし、市は、当該通知の受領後10日以内に当該修繕の完了の検査を行わなければならない。

- 3 事業者は、前項の手続の終了後速やかに、維持管理業務が開始されている維持管理対象施設の維持管理業務を市又は市が指定する者に引き継ぐものとする。
- 4 市は、この契約が解除された場合において、前項の規定により市又は市の指定する者が維持管理業務の引継ぎを受けたときは、引き継ぎが終了した施設に係る維持管理費の未払いの部分があるときは、事業者に対しこれを支払う。

#### (違約金等)

第92条 第86条第2項の規定に該当するときは、この契約が解除されるか否かにかかわらず、市は、基本協定書第9条に従い、本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額の違約金の支払を選定グループの構成員に請求するものとし、この契約が解除される場合であっても、第89条又は第90条に基づく既履行部分の清算を除き、市及び事業者は、契約解除に関し損害賠償等の請求を相互に行わないものとする。

- 2 事業者は、第87条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、次に掲げる額の合計額を違約金として市が指定する期限までに支払わなければならない。
  - (1) 本施設のうち第57条の引渡し未了のものについて、当該本施設に係る施設整備費の10分の1に相当する額
  - (2) 解除の日が属する事業年度の維持管理業務に対して支払われるものと規定されている維持管理費の金額の10分の1に相当する額
- 3 前項第1号に掲げる場合において、市は、受領した履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当することができる。充当後、なお不足があるときは、事業者は速やかに不足する金額を市に支払わなければならない。
- 4 事業者は、第2項の場合において解除により市が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を市の請求に基づき、支払わなければならない。
- 5 市は、この契約が次に規定する条項により解除されたときは、本施設の買取代金及び未払の維持管理費を支払うほか、次に定める金額を負担する。
  - (1) この契約が第86条第1項又は第88条の規定により解除されたときは、解除により事業者が生じた損害。
  - (2) この契約が第97条又は第101条により解除されたときは、事業者がこの契約による履行を終わらせるために要する費用のうち、それぞれ別紙3又は別紙4に掲げる負担割合に従い市が負担する費用。

#### (保全義務)

第93条 事業者は、契約解除の通知の日から第89条第1項若しくは第2項の規定による合格部分の引渡し又は第91条第3項の規定による維持管理業務の引継ぎの完了の時まで、本施設

の出来高部分又は維持管理対象施設について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

- 2 前項の維持保全の費用については、契約解除が第86条第1項又は第88条によるときは市が、契約解除が第97条によるときは解除の原因に応じ別紙3に準じて市又は事業者が、契約解除が第101条によるときは別紙4に準じて市及び事業者が、契約解除が第86条第2項若しくは第87条第1項又は第2項によるときは事業者が、それぞれ負担するものとする。

(関係書類の引渡し等)

第94条 事業者は、第89条第1項若しくは第2項の規定による合格部分の引渡し又は第91条第3項の規定による維持管理業務の引継ぎの完了と同時に、設計図書等、工事完成図書（引渡し前に解除された本施設にあっては、図面等は、事業者が既に作成を完了しているものに限る。）、又は本施設の建設に係る書類その他本施設の設計、建設及び維持管理対象施設の維持管理に必要な一切の書類を市に引き渡さなければならない。

- 2 市は、前項の規定により引渡しを受けた書類について、本施設の設計建設及び維持管理対象施設の維持管理のために必要な範囲で無償で使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。次項において同じ。）に供することができるものとする。
- 3 前項の場合において、事業者は、市による書類の使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置を講じなければならない。